

## 令和2年度事業計画（案）

### 1 はじめに

日本は、15歳未満の年少人口12.1%、65歳以上の高齢者人口28.4%という超少子高齢化社会に突入しています。また、死亡数、死亡率ともに増加し続け、出生率が死亡率を下回る状況が10年以上続いており、この傾向は今後も継続すると言われています。生産年齢の人口の減少、大都市圏への人口の集中、単身世帯や核家族世帯の増加に代表されるように社会構造は大きく変化し、このような変化の中で生じる多様かつ複雑な社会的課題への対応があらゆる分野で求められています。

### 2 司法書士法一部改正について

昨年6月、17年ぶりとなる司法書士法が一部改正されました。改正が実現した背景には、登記関係業務や裁判書類作成関係業務等の従来からの法律事務に加え、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見その他の財産管理業務など社会の要請に応えるべく新たな業務にも積極的に取り組み、国民の権利擁護に直接かかわってきたことや、司法過疎地の解消、社会的・経済的弱者救済のための法律支援、法教育の実施、被災者支援等、個別の依頼事件の処理にとどまらない公益的な活動を行ってきたことが挙げられると思います。改正法の施行は本年8月の予定であり、我々司法書士は国民から使命を負託された「法律事務の専門家」として、新たな気持ちで執務を行う必要があります。

### 3 所有者不明土地及び表題部所有者不明土地解消作業について

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が一昨年11月に施行され、長期間相続登記等未了土地について、登記官が相続人を探索した上で相続人に対して相続登記を促す制度が不動産登記法の特例として導入されました。相続人探索の実務を担い、かつこれにより喚起された相続登記の需要に応えることができる専門職は司法書士に他なりません。

また「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が昨年5月に成立しており、いわゆる記名共有地等の表題部所有者不明土地について、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を設け、所有者探索の結果を登記に記録する不動産登記法の特例制度が昨年11月から開始しています。さらに、所有者を特定することができなかった表題部所有者不明土地について、裁判所が選任した管理者により当該土地を管理する制度が創設され、本年11月に施行予定となっています。これら所有者等探索委員や管理職としても司法書士の知見と経験を活用することが期待されています。

#### 4 民法・不動産登記法改正について

現在、法制審議会では民法・不動産登記法部会において所有者不明土地の発生を予防するため、あるいは所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組みとして、(1)相続登記の義務化、(2)登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手することにより不動産登記情報の更新を図る方策、(3)土地所有権の放棄に関する手続の整備、(4)遺産分割における期間制限、(5)共有物に管理者を置くなどの共有関係にある土地の円滑かつ適正な管理や共有関係を解消する方策、(6)不在者財産管理制度・相続財産管理制度の見直し、(7)相隣関係に関する規定の見直し、及び(8)管理不全状態にある土地について管理者を置くなどの裁判所の処分によりその是正を図る方策、その他多岐にわたる項目について検討がされており、同部会の最終答申を受けて本年秋の臨時国会で民法及び不動産登記法に新たな規律を設ける改正が行われる予定です。

これら新制度のいずれもが司法書士の実務に大きな影響を与えるだけでなく、不動産及び不動産登記に関する市民の関心や価値観に変化をもたらすものになると思われる。これまでの枠組みを超える施策が次々と打ち出されていく中、司法書士がこの大きな社会課題解決に向けて専門性を遺憾なく発揮し、中心的役割を担っていく必要があります。

日本司法書士会連合会は、この改正を受け、相続登記の重要性を社会に対して最大限アピールするべく、行政との連携を緊密に取り「相続登記センター」（仮称）を全国の50単位会に設置する構想を掲げています。本会も日本司法書士会連合会とともに組織的な対応をとっていく予定です。

#### 5 改正相続法の完全施行・改正債権法の施行について

約40年ぶりに改正された相続法のうち、大部分が昨年1月と7月に施行されました。本年4月1日には「配偶者（短期）居住権制度」、7月10日には「法務局における自筆証書遺言の保管制度」（遺言書保管法）が施行され、これですべての改正相続法が施行されます。

相続手続の専門家である我々司法書士は、依頼者をはじめ一般市民に対して、積極的に改正内容を周知させる責務があります。自己研鑽は当然ですが、自主セミナーの開催、本会の出前講座、研修会、各種相談会などの機会に相続手続における司法書士の有用性をPRしていただきたいと思います。

また、4月1日にはいよいよ改正債権法が施行されます。意思表示、代理、消滅時効、法定利率、契約解除、連帯保証、債権譲渡、危険負担、瑕疵担保責任、連帯債務、債務引受のほか各典型契約に関する見直しなど、我々の日常業務である法律相談、登記関係業務や裁判書類作成関係業務に直結する、広範囲にわたる大改正です。改正内容を完全に理解することはできませんので、「この事件・事案・条文・規定は改正法によって変わっているのか否か。変わっていればどう対応すべきか」

を常に意識し、最新六法や書籍を傍らに日々の執務にあたって欲しいと思います。

## 6 財産管理業務研究会（仮称）の発足について

高齢化社会の進展、多死社会への突入を背景として、相続への備えや認知症による判断能力低下時の財産管理のための手法である見守り契約、任意代理契約、任意後見契約、民事信託契約、そして遺産承継業務などの財産管理業務が全国的に広まっており、一般市民、金融機関、不動産業者、税理士等にも広く認知されてきました。

こうした情勢を受け、全国の地域金融機関においても信託関連業務（遺言信託、遺産整理業務、遺言代用信託、暦年贈与信託等）に参入する動きが相次いでおり、九州管内では、肥後銀行、鹿児島銀行が銀行本体での信託業務を開始し、西日本シティ銀行や琉球銀行も認可を得て、取扱い開始を控えています。

日本司法書士会連合会でも民事信託・遺産承継分野に注力しており、全国担当者会議・ブロック担当者会議を通じて各単位会の現状把握及び情報収集に努めています。全国の単位会では、財産管理関連委員会の設置済みまたは設置予定の単位会が46あり、今後ますます財産管理業務が普及していくものと思われます。しかしながら、取扱い事件の増加に伴い、誇大広告、謝った解釈や取扱い、過大報酬等の問題や苦情も増えてきているようです。

そこで、財産管理業務に関する情報収集、事例研究、適法適切な執務、受託推進を図り、そして信託銀行・地域金融機関との連携も見据え、財産管理業務研究会（仮称）を発足させたいと考えています。

## 7 事業承継への取り組みについて

日本の企業全体の約9割を占める中小企業の経営者の平均年齢は、およそ60歳ともいわれており、先代経営者の引退・死去による後継者への事業承継は大きな社会問題になっています。特に経営者が大株主である会社などの事業承継は、相続問題と密接な関係があるため、会社の将来を見据えて時間をかけた周到な準備が必要です。

司法書士は、平成20年に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を活用した、会社の事業承継問題に関するアドバイスを行い、会社の登記のみならず相続登記、生前贈与、遺言、成年後見業務、事業承継信託など、幅広い法的サービスを提供して経営者をサポートしています。

本年1月9日、国内最大級のM&A、事業承継、事業譲渡を手がける株式会社バトンス（本社：東京都）が県、県内に本店をもつ8金融機関と連携して県内の中小企業・小規模事業者に対する第三者への事業承継の推進を目的とした協定を締結しました。

バトンスでは、県内の士業団体同士のつながり、ビジネスの拡がりを促進するた

め公開セミナーを開催するなど、県、金融機関、士業との連携を模索しています。本会も今後の事業展開を見据えた積極的に情報収集及びその提供に取り組みたいと思います。

以上の観点から、本年度は以下の事業を実施します。

- 1 相続登記の促進
  - (1) 県下一斉無料法律相談会・市町・各種相談会での啓蒙活動
  - (2) 改正民法・不動産登記法の周知及び「相続登記センター」(仮称)の設置
  - (3) 長期相続登記等未了土地解消作業における「法定相続人情報」の取得推進
  - (4) 「法定相続情報証明制度」の利用促進
- 2 法務局との連携
  - (1) 長期相続登記等未了土地解消作業における相続人調査入札作業の連絡調整及び「法定相続人情報制度」の周知
  - (2) 表題部所有者不明土地解消作業における所有者等探索委員との連絡調整
  - (3) 県下一斉無料法律相談会の共催・広報への協力支援及び相談員の派遣
  - (4) 法務局における自筆証書遺言保管制度に関する協議
- 3 空き家問題への対応
  - (1) 市町の空き家対策協議会委員間の情報交換会の開催及び支部の対応支援
  - (2) 佐賀県空き家対策意見交換会への参加継続
- 4 財産管理業務研究会(仮称)の設置並びに財産管理業務(遺産承継・民事信託等)の情報収集、事例研究、適法適切な執務及び受託推進
- 5 成年後見利用促進法による中核機関設置への協力支援
- 6 改正相続法・債権法の周知を踏まえた出前講座・消費者教育講座開催による業務の周知及び啓蒙
- 7 不動産登記オンライン申請における資格者代理人制度の創設に向けた情報収集・提供
- 8 事業承継に関する情報収集・提供
- 9 倫理研修を含めた支部研修の促進
- 10 苦情・綱紀事案への対応

## 総務部

1. 会員の品位保持のための連絡・指導及び苦情申出・懲戒申立等に対する適切な対応
  - (1) 会員の品位保持のための司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士倫理の遵守に関する連絡・指導
  - (2) 執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
  - (3) 苦情申出に対する適切な処理及び紛議調停に対する対応
  - (4) 懲戒処分申立及び全件委嘱制度に対する迅速かつ適切な対応
  - (5) 綱紀案件に対する調査方法の検討
  
2. 会員の執務に関する連絡・指導
  - (1) 民法、不動産登記法、司法書士法改正(「資格者代理人方式」を含む。)への対応
  - (2) 法務省が実施する長期相続登記等未了土地解消作業に対する対応
  - (3) 隣接専門職との業際問題に関する指導
  - (4) 執務関係資料の送付
  - (5) 本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導
  - (6) 職務上請求書の使用・管理に関する連絡・指導
  - (7) 司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士倫理に関する研修
  - (8) 会員の補助者への指導監督義務の履行指導
  - (9) 執務環境、業務改善に関する連絡・指導
  - (10) 依頼者に対する業務に関する説明・報告義務の指導強化
  
3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討
  
4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務手続の実施
  
5. 非司行為に関する情報収集及び調査
  - (1) 非司法書士排除委員会による「非司情報提供制度」の広報及び運用
  - (2) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による法務局調査委嘱に対する対応
  
6. 九州ブロック司法書士会協議会令和2年度定時総会の主管  
日時 令和2年6月6日(土)

場所 ホテルニューオータニ佐賀

7. 公益的活動(プロボノ活動)の促進
8. 関連諸団体との連携及び関係強化
  - (1) 佐賀地方法務局
  - (2) 佐賀簡易(家庭)裁判所
  - (3) 佐賀県専門士業団体連絡協議会
  - (4) 佐賀県社会福祉士会
  - (5) 法テラス佐賀
  - (6) 佐賀県消費生活センター
  - (7) 各商工会議所、商工会
  - (8) 各地域包括支援センター
  - (9) 各社会福祉協議会
9. 本会と関連団体、各支部との連携及び協議会の実施
  - (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
  - (2) 佐賀県司法書士政治連盟
  - (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
  - (4) 佐賀県司法書士会各支部
10. 福利厚生事業
  - (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
  - (2) 司法書士国民年金基金の加入促進
11. 事務処理及び会議の合理化
  - (1) 本会事務局の事務処理の効率化、共有化、IT化の推進
  - (2) 各種会議の合理化、効率化
12. 情報公開
  - (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
  - (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明

## 相談事業部

### 1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）との連携

#### (1) 役員・委員などの派遣

副所長		1人
民事法律扶助審査委員会	副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会	審査委員	4人

#### (2) 執行部会（年12回）

#### (3) 民事法律扶助（法律相談援助・代理援助・書類作成援助）申込の推進

### 2. 佐賀県司法書士会総合相談センター

#### (1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜 18時～20時 各会員事務所

#### (2) 面談有料法律相談 毎週水曜 14時～18時 司法書士会館

#### (3) 運営委員会の開催

目 的	各種相談会の企画及び実施 相談事業の広報に関する協議 など
-----	----------------------------------

### 3. 佐賀県司法書士会調停センター（ADRセンター）

#### (1) 調停の実施

#### (2) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催、会員派遣

#### (3) ADR委員会の開催

目 的	調停センターの運営に必要な事項に関する協議 研修会の企画・実施並びに広報の検討 など
-----	---

#### (4) 九州ブロック調停センター担当者会議等への参加

### 4. 司法過疎対策

#### (1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席

#### (2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

### 5. 各種相談事業の実施

#### (1) 県立図書館「無料法律相談」（令和2年度上半期のみ）

日 時	毎月第1・3水曜日	18時～19時50分
場 所	県立図書館	

(2) 県下一斉無料法律相談会

実施時期 令和3年2月予定

会 場 佐賀県内7か所及び司法書士会館

方 法 面談相談及び電話相談

※要請があれば佐賀地方法務局との共催

(3) 日司連・九州ブロック広報に呼応した無料相談会の実施

司法書士の日無料法律相談会、労働トラブル110番など

(4) 「全国一斉！法務局休日相談所」「一日合同行政相談所」等、他機関の

要請に基づく相談員派遣や相談会の開催

6. 支部主催相談事業の相談員手当助成

佐賀市、唐津市、鳥栖商工会議所（行政側が予算措置していないもの）

## 企画部

### 1. 消費者教育講座・出前講座、中学・高校生への法教育等に関する講座の実施

- 日 時 依頼に応じて随時実施
- 対 象 中学校、高校、商工会議所、消費者団体、公民館、婦人会、  
老人クラブ、高齢者・障がい者施設
- 講 師 企画委員会及び消費者問題委員会委員
- 内 容 民法(債権法、相続法)改正内容を含む契約、相続、遺言、  
成年後見制度(法定後見・任意後見)、家族信託等の周知  
SNSを初めとするスマホトラブルや悪徳商法対応
- 目 的 司法書士制度の啓蒙・啓発

### 2. 各種委員会の実施

#### (1) 企画委員会・消費者問題委員会

- 開 催 年2回
- 目 的 企画部所管の事業の企画及び実施  
消費者問題に関する調査研究及び各種講座の講師派遣

#### (2) 登記業務研究委員会

- 開 催 年2回以上
- 目 的 登記業務に関する調査研究及び研修講師派遣  
法務局との協議会への協議事項の提出

### 3. 財産管理業務研究会

- 開 催 年4回以上
- 目 的 財産管理業務に関する事例研究、受託推進及び研修会の開催  
民事信託に関する信託銀行を含む地域金融機関、公証役場等と  
の連携

### 4. 「司法書士の日」記念事業の企画・運営

- 日 時 令和2年8月3日前後
- 場 所 佐賀市以外での実施を検討
- 目 的 司法書士制度の周知

5. レクリエーションの開催

日 時 令和2年9月または10月を予定  
対 象 司法書士会会員及び補助者

6. 経済的困窮者の救済支援事業

相談・管轄所管庁への同行支援

7. 各種団体との連携協力

佐賀消費者フォーラム  
佐賀県多重債務者対策会議  
佐賀県消費生活の安全安心対策会議

8. 裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所  
目 的 裁判所との意見交換

9. 法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局  
目 的 法務局との意見交換

10. 空家問題対策

各市町の司法書士空家対策委員間の意見交換を行うなどの支援をする。  
各市町と緊密な業務提携を行うなどして支援する。

## 研修部

### 1. 本会研修会の開催

#### (1) 各回3～5単位で年6回程度

うち1回をリーガルサポート佐賀支部との共催で開催予定

#### (2) 研修内容

遺言書保管制度、民法改正に関する研修及び倫理研修のほか、日司連の講師派遣事業等の情報を得ながら研修委員会においてテーマを選定する。

### 2. 年次制研修の実施

### 3. 支部研修会開催の支援

### 4. 補助者研修会の開催

年1回3時間程度行う。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

### 5. 日司連が行う同時配信による研修会の開催

日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

### 6. 諸研修会への受講者派遣

当会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

### 7. 研修委員会の開催 3～4回程度

## 広報部

### 1. 対外広報

#### (1) 各種事業における広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材を働きかけて、一般市民に周知する。

県下一斉無料法律相談会や電話相談等の相談件数増加のために、テレビ、ラジオ等を利用した広報を実施する。

また、相続関係についての相談会については、法務局との共催となることが予想され、連携して広報に努めたい。

#### (2) 当会ホームページの充実

当会ホームページに各種資料・事業のお知らせを追加・更新を適宜行い、内容を充実させホームページ閲覧の増加を図る。

### 2. 対内広報

#### 会報発行（夏号と冬号の年2回）

実務講座や趣味のコーナー等、いろいろな分野について情報発信を行い、司法書士及び当会の活動の充実を図る。